**「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」第7条に係る設置規制区域確認表**

【施設情報】

□　既存施設　　□　新規施設　（どちらかにレ点を入れてください。）

設置場所

事業者名

確認担当者所属・氏名

ＦＩＴ認定ＩＤ

【設置規制区域確認状況】

| 区域 | 該当の有無 | 確認先 |
| --- | --- | --- |
| ①-1地域森林計画対象民有林※＜第1号＞ | □　有□　無□　指定なし | 林務環境事務所　森づくり推進課□中北　□峡東　□峡南　□富士・東部確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　） |
| ①-2規則第2条で定める区域（地域森林計画対象民有林であった区域）＜第1号＞ | □　有□　無□　指定なし | 環境・エネルギー部　環境・エネルギー政策課確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |
| ②国有林※＜第1号＞ | □　有□　無□　指定なし | 山梨森林管理事務所確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |
| ③-1地すべり防止区域（林野庁所管）＜第2号＞ | □　有□　無□　指定なし | 林務環境事務所　治山林道課□峡南　□富士・東部※中北、峡東に指定区域はありません(R5.7月時点)確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |
| ③-2地すべり防止区域（農林水産省所管）＜第2号＞ | □　有□　無□　指定なし | 農務事務所　地域農政課□中北　□峡南※峡東、富士・東部に指定区域はありません(R5.7月時点)確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |
| ③-3地すべり防止区域（国土交通省所管）＜第2号＞ | □　有□　無 | 建設事務所　河川砂防管理課□中北　□中北(峡北支所)　□峡東　□峡南　□峡南(身延支所)　□富士・東部　□富士・東部(吉田支所)確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |
| ④急傾斜地崩壊危険区域　＜第3号＞ | □　有□　無 | 建設事務所　河川砂防管理課□中北　□中北(峡北支所)　□峡東　□峡南　□峡南(身延支所)　□富士・東部　□富士・東部(吉田支所)確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |
| ⑤土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域　＜第4号＞ | □　有□　無 | 建設事務所　河川砂防管理課□中北　□中北(峡北支所)　□峡東　□峡南　□峡南(身延支所)　□富士・東部　□富士・東部(吉田支所)確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |
| ⑥砂防指定地　＜第5号＞ | □　有□　無 | 建設事務所　河川砂防管理課□中北　□中北(峡北支所)　□峡東　□峡南　□峡南(身延支所)　□富士・東部　□富士・東部(吉田支所)確認日　　年　　 月　 　日　（担当者　　　　　　　） |

＜上記とりまとめ＞

環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課　担当者(　 　　)　回答日(　　　　年　 　月　 　日)

注　本様式は、地域別設置規制区域指定状況に対応する確認表になります。

※　既存施設については、①-1と②は確認不要です。

【参考：地域別設置規制区域指定状況（令和５年７月現在）】

以下に記載されている市町村には、設置規制区域の指定があります。設置規制区域は追加指定が行われる可能性があるため、適宜確認を行うなど、その情報に注意する必要があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置規制区域 | 中北 | 峡東 | 峡南 | 富士・東部 |
| ①-1地域森林計画対象民有林①-2規則第2条で定める区域（地域森林計画対象民有林であった区域）　条例第7条第1号 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市 | 山梨市、笛吹市、甲州市 | 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 | 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 |
| ②国有林（官行造林地を含む）条例第7条第1号※既存施設で国有林に該当している施設はありません。 | 甲府市 | 山梨市、笛吹市 | 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 | 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市 |
| ③-1地すべり防止区域（林野庁所管）条例第7条第2号 |  |  | 市川三郷町、身延町、南部町 | 大月市、上野原市 |
| ③-2地すべり防止区域（農林水産省所管）条例第7条第2号 | 甲府市（下向山町、塚原町） |  | 市川三郷町、身延町、南部町 |  |
| ③-3地すべり防止区域（国土交通省所管）条例第7条第2号④急傾斜地崩壊危険区域条例第7条第3号⑤土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域条例第7条第4号⑥砂防指定地条例第7条第5号 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町 | 山梨市、笛吹市、甲州市 | 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 | 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 |

注　既存施設とは以下を指します。

・10kW以上の場合、令和3年10月１日前に設置の工事に着手した施設

・10kW未満の場合、令和4年4月１日前に設置の工事に着手した施設